

令和6年度

笑顔と学びの体験活動プロジェクト

募集要項

令和6年1月

東京都教育委員会

第1 募集要項の位置付け

この募集要項は、本プロジェクトに係る事業者の選定を総合評価方式により実施するに当たり、応募者等に配布するものである。

別紙1、2及び3の審査基準は、募集要項と一体のものである。

第2 事業

1 プロジェクト名称

令和6年度笑顔と学びの体験活動プロジェクト

2 プロジェクトの目的

都内の全公立学校及び私立学校を対象に、本プロジェクトの実施を通じて、協働して課題解決に取り組む体験、他者理解・共生社会に資する体験など、多様な体験機会を提供することで、学校における体験活動の充実を図り、児童・生徒の積極性や協調性、コミュニケーション力など、豊かな心の育成につなげる。

3 東京都教育委員会と実施事業者との連携方法及び支払方法

(1) 決定方法

東京都教育委員会は、都内の公立学校及び私立学校において多様な体験活動が実施できるよう、事業者を総合評価方式により、公募・選定して決定する。

(2) 協定の締結

東京都教育委員会は、体験活動の企画及び実施・運営に関する事項等で必要な要件を定め、事業者と東京都教育委員会の双方が合意の上、協定を締結する。協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、本要項や協定に記載された内容に故意又は重大な過失により違反した場合は、東京都教育委員会の判断において、協定を終了する。

(3) 実施内容

事業者は、「4 本事業応募者に求める運営体制及び要件等」を満たした上で、学校がその特色や実情に応じて効果的な体験が行えるようプログラムを構築し、都内の公立学校及び私立学校を対象に、学校の意向に基づき必要な調整を行い、実施することとする。なお、本事業の予定実施校数は公立学校2,140校、私立学校120校であり、原則、1校につき1回の実施とする。ただし、特別支援学校における小学部と高等部や知的障害部門と肢体不自由部門、高等学校における全日制、定時制、通信制など、同一校に複数の学部・課程・部門が併設されている場合やその他特別な事情があると東京都教育委員会が認めた場合は、1校につき複数回実施するケースがある。それらのケースは延べ60件を見込んでいる。したがって、その60件分も考慮した上で経費を見積もること。

(4) 実施・運営及び支払方法

ア 事業者と東京都教育委員会の間で締結する協定で定めた金額(以下「協定金額」という。)を上限として、東京都教育委員会は事業者に対して実績に応じて経費を支払うこととする。

- イ 経費は、「プログラムの実施に際し要する経費」、「事業基盤の構築に係る経費」の2つに分け、「プログラムの実施に際し要する経費」については月ごとに、「事業基盤の構築に係る経費」については四半期ごとに、それぞれ事業者に対し支払うこととする。
- ウ 学校がその特色や実情に応じて、効果的な体験活動を実施できるよう、体験プログラムについては、事業者において構築したプログラムの他に、東京都教育委員会がプログラムの追加等が必要と判断した場合には、事業者はプログラム内容等の調整を行い、東京都教育委員会に確認を行った上で新たなプログラムとして加えること。
- エ 事業者において構築したプログラム及びウにより構築したプログラム以外で、本事業の目的の範囲内において、学校からプログラムにない個別の実施要望があった場合には、東京都教育委員会と協議の上、必要な対応を行うこと。この場合、実施団体の選定及び実施に向けた調整は、原則学校が行うものとするが、学校から相談等があった場合は、必要に応じてサポートするなど、要望の実現に向け支援に努めること。
- オ 予定実施校数 2,260 校のうち 10 校程度については、学校企画・提案型の実施校とする。学校企画・提案型は、学校が体験内容を企画し、年間を通じて複数回（1校につき年3回を想定）体験活動を実施することで、長期的なスパンで、教育課程に、意図的、計画的、継続的に体験活動等を位置付け、学習活動の充実を図る方式である。実施校については、東京都教育委員会が指定することとする。事業者は、学校の企画の実現に向け、実施団体の手配など必要な支援を行うこと。
- カ 事業者は、体験プログラムの実施に当たっては、ウからオの場合も含め、協定金額の範囲内で実施団体に対し経費を支払うこと。

4 本事業応募者に求める運営体制及び要件等

(1) 実施体制等

本事業の履行に当たり、以下に留意しながら進めること。

- ア 協定締結後速やかに、本事業を履行するために必要な人員を確保するとともに、統括責任者を配置し、業務の履行に支障をきたすことのないよう、万全の体制で全体調整と進行管理等を行うこと。

また、効率的かつ円滑に履行するための実施体制を整え、その体制図を協定締結後 10 日以内に提出して東京都教育委員会の承認を得ること。

- イ 本事業の全体に係る業務計画・スケジュール等を協定締結後 10 日以内に提出し、東京都教育委員会の承認を得ること。

(2) 実施内容

ア 体験プログラムの企画

第2の2のプロジェクトの目的を踏まえた上で以下の事項に留意し、学校がその特色や実情に応じて、効果的な体験活動を実施できるよう多様な体験プログラムを企画すること。なお、学校の教育活動の中で実施することがふさわしい内容とすること。

(ア) 以下 a から e の体験領域につき、それぞれ多様なジャンルのプログラムを企画すること。また、プログラムの企画に当たっては、令和5年度に実施したプログラムの内容にとどまらず、より各事業者の創意・工夫を盛り込んだ内容とすること。

a 協働して課題解決に取り組む体験

グループでアイデアを出し合い、コミュニケーションを取りつつ、楽しみながら課題に挑戦し、主体性・他者尊重・協働意識を高めるような体験

b 他者理解・共生社会につなげる体験

障害の有無や年齢、国籍、文化の違いなどを感じることで、他者理解や多様性理解を深める体験

c 科学・先端技術等に触れて学ぶ体験（STEM）

身近なものをテーマに科学の不思議な現象を楽しく学べる体験や、社会で活用される「Science（科学）」、「Technology（技術）」、「Engineering（工学）」、「Mathematics（数学）」等を臨場で体感することで理数教育等への関心・理解を深める体験

d スポーツに親しむ体験

オリンピック、パラリンピアン、デフリンピアンをはじめとしたアスリートとの交流・体験等のほか、子供たちが様々な運動やスポーツに親しむ態度を養うことをねらいとした体験

なお、2025年に世界陸上競技選手権大会、夏季デフリンピック競技大会が東京で開催されることを踏まえ、これらの大会に関連した体験についても可能な範囲で提案すること（内容により、上記bの体験領域における提案も可）。

e 芸術・文化に対する理解を深める体験

音楽や演劇、歌舞伎、寄席など様々な芸術・文化に対する理解を深める体験

なお、校外体験において、通常の鑑賞に加え、東京都教育委員会が独自にプラスアルファの体験（例：出演者との交流、バックヤードツアー）を企画し実施する場合がある。

(イ) 単純な鑑賞等にとどまらない、出演者との交流・レクチャーや児童・生徒の参加型体験などを含むプログラムを数多く揃えるよう努めるとともに、児童・生徒の参加場を増やすなど、主体的に体験に参加できるような内容となるよ

う工夫すること。

- (ウ) 原則、全校規模または1学年以上の規模（小学校：80人、中学校：130人、高等学校：250人と想定）の児童・生徒が参加できるような内容のプログラムを用意すること。ただし、一回当たりの対象人数が少ないプログラムでも、同一日において同じプログラム内容を複数回繰り返すことで、上記規模を対象とすることができるものは可とする。また、高等学校については、1学年の規模が250人から320人程度の学校が全体の4割程度あるため、それらの学校が参加できるような高校生向けのプログラムも複数企画すること。

プログラムの実施規模については、上記規模を原則とするが、高等学校においては、高度で専門性のある体験などを通じて、より深く学べる機会となるよう、ア（ア）cの体験領域については、少規模（40人～80人程度）によるプログラムの提案も可とする。ただし、提案するプログラム数については、前述のcの体験領域のうち、2割を超えない範囲とする。

また、1プログラム当たりの実施時間は、校内は1～3時間、校外は移動を含む日帰りを標準とする。各体験プログラムの具体的な実施規模及び実施時間についてはプログラム作成時に明確にすること。

- (エ) 学校内で行うプログラム数と学校外で行うプログラム数を、バランスを考慮して企画すること。また、屋外で実施するプログラムについては、荒天時の場合でも代替の内容を実施できるよう、あらかじめ検討しておくこと。
- (オ) 参加対象の校種は以下のとおりである。体験する児童・生徒等の年齢は幅広いいため、発達の段階を十分に考慮し、各校種の実態に合わせた内容とすること。なお、幼稚園、こども園向けのプログラムの企画は不要とし、実施希望があった場合に、実施内容を調整するものとする。

参加対象校種：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

※（2）ア（ア）dのうち、アスリートを学校に派遣するプログラムについては、幼稚園、こども園も対象

- (カ) 体験活動を実施する学校は、都内全域であるため、島しょの学校でも実施可能なプログラムを企画すること。
- (キ) どのプログラムを選択するかは学校の希望により決定する。各学校がどのプログラムを選択したとしても、協定金額内で運用していくことを考慮し、プログラムを企画すること。
- (ク) 学校がその特色や実情に応じた体験活動を的確に選択できるよう、プログラムごとに以下の事項をまとめたプログラムシートを作成すること。
- a プログラム内容の詳細
 - b 実施イメージ（写真、動画等）

- c 効果、狙い
- d 実施可能な日程
- e 参加可能人数（上限）
- f 実施場所
- g 行程例
- h 所要時間
- i 推奨年齢
- j 実施に際しての留意事項
- k その他必要事項

(ケ) プログラムの企画案について、以下を最終期限とし、調整が整ったものから順次提出すること。提出に際しては、東京都教育委員会と適宜調整を行うこと。

- a プログラムの全体概要 令和6年4月26日（金）
- b プログラムの詳細 令和6年5月31日（金）

提出後、東京都教育委員会が確認及び補正を順次行い、令和6年6月12日（水）までに全てのプログラムの内容を確定する。

なお、学校に対してプログラム内容を早めに周知していく視点から、可能な限り早期のプログラム企画に努めること。

※確定したプログラムについては、段階的（初回5月上旬頃）に学校に提示することを想定している。

イ 体験プログラムの実施

以下の事項に留意し、体験プログラムを実施すること。

(ア) 実施予定校数は以下のとおり、合計で2,260校とする。内訳は公立学校2,140校、私立学校120校である。

- | | | |
|--|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> a 協働して課題解決に取り組む体験 b 他者理解・共生社会につなげる体験 c 科学・先端技術等に触れて学ぶ体験 d スポーツに親しむ体験 e 芸術・文化に対する理解を深める体験 | } | 2,260校 |
|--|---|--------|

(イ) 東京都教育委員会において学校に対して令和6年1月～2月に希望調査を実施し、どの学校が、どの体験領域を希望するかについて令和6年4月初めに事業者伝える。また、事業者によるプログラム構築状況に応じて、段階的に学校にプログラムを示すこととし、ウェブサイト構築前においては、東京都教育委員会と協議の上、メール等の何らかの手段により学校からの申込を受け付けること。

(ウ) 実施時期は、原則以下のとおりとし、学校からの希望をもとに調整し、決定すること。

(ア) の a から e のうち、事業者において企画したプログラムを実施する案件（ただし、d のうちアスリートを学校に派遣するプログラムは除く）

- ・令和6年7月から令和7年3月まで（先行的に提示したプログラムは、7月から実施、それ以外のプログラムは9月からの実施を想定）

(ア) の d のうちアスリートを学校に派遣するプログラム及び3（4）エに該当する案件

- ・令和6年6月から令和7年3月まで

なお、学校の希望通りの日時や内容での実施が難しい場合は、学校の要望を聞き取り、代替の日時やプログラムを提案するなどし、実施に向けて最善を尽くすこと。

また、学校が上記時期より早期の実施を希望する場合には、個別の実施調整等を依頼する場合がある。この場合には、東京都教育委員会と協議の上で可能な限り実施に向けた対応に努めること。

- (エ) 校外で実施する場合は、原則、学校から現地までの往復に必要な貸切バスを手配するとともに、児童・生徒に対して傷害保険を加入させること。また、学校から事前に実地踏査の要望があった場合は、可能な範囲内で対応すること。さらに、島しょの学校が島外で実施するプログラムを選択した場合は、島から現地までの往復に必要な移動手段を同様に手配するとともに、運行時間等の関係で、宿泊をしないとプログラムの実施ができない場合は、宿泊場所も手配すること。これらに要する経費は、全て協定金額の中から支払うこと。
- (オ) 実施に当たっては事前に学校の担当者と打合せを行い、当日のスケジュールや実施内容等について説明し、了解を得ておくこと。また、必要に応じて事前に現場確認を行うこと。
- (カ) 学校において実施することを踏まえ、スタッフの言動や服装、児童・生徒への関わり方等について十分配慮の上、実施すること。
- (キ) 実施当日、報道機関に対し実施場面を公開する場合がある。その際は、東京都教育委員会からの要請に応じて、報道機関への受付を設置するなど、必要な補助・支援を行うこと。また、報道機関の取材について、掲載日等の確認をし、事業者の責任において、報道機関が作成した記事・番組等を集約すること。さらに、報道機関に対し公開する場合には、あらかじめ、派遣者の所属事務所や実施団体等に掲載・放送等についての許諾を得ること。
- (ク) プログラム実施後、学校に対してアンケートを実施すること。アンケート内容は東京都教育委員会と協議の上決定する。ウェブでの回答方式とし、実施終了後、学校担当者にURLをメールで送付し、必要に応じて電話等もするなど回答を促すこと。また、回答を送信する前に、入力した内容の一覧を確認できるような仕組みとすること。さらに、アンケートの内容を都度必ず確認し、プ

プログラム内容や運営体制等に対する改善要望が出ている場合は、プログラム提供事業者や学校にヒアリング等を行い、対応について検討の上、対応結果を東京都教育委員会に月に1度報告すること。なお、本アンケートは月ごとに集計し、翌月10日までに電子データにより納品すること。さらに、四半期ごとに、アンケートの詳細な分析を行い、電子データにより納品すること。

- (ケ) 事業者は、プログラム申込や学校との調整、プログラムの実施に当たっては、学校現場の負担が少なくなるような仕組みとなるよう努めること。
- (コ) 実施に当たり、複数の学校に同一の体験プログラムを提供する場合等では、ボリュームディスカウント等の実施費用の効率化を図るよう努めること。
- (サ) 学校によるプログラム申込に当たり、学校に混乱が生じることがないように、プロジェクトの申込手続や時期、プログラム内容等の案内に関する学校への周知は、東京都教育委員会が一括して行うこととし、協定事業者及び実施団体は、学校に対するこれらの個別の案内のほか、特定のプログラムの宣伝等の行為は行わないこと。

ウ 申込用ウェブサイトの構築

各学校が直接オンラインでプログラムの申込ができるよう申込用のウェブサイト構築すること。また、学校が申込をする際にプログラムの一覧及び詳細を確認できるようにすること。確定したプログラムについては、ウェブサイトの構築後、順次アップロードし、各学校が閲覧・申込できる状態にすること。また、遅くとも、6月中旬までには上記アの(ケ) bで確定したプログラムの全てをウェブサイトにアップロードし、各学校が閲覧・申込ができる状態にすること。さらに、閲覧の対象は学校関係者のみとするため、認証パスワードをトップページで入力しないと閲覧できない仕組みとすること。なお、ウェブサイトの構築に当たっては、見やすく、分かりやすいレイアウトを心掛けるとともに、検索機能を付加したり、プログラムの概要が分かる動画を見られるようにするなど、学校にとって使い勝手の良いものとする。

なお、ウェブサイトは、別紙10「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」準拠に係る特記事項に基づき構築すること。

エ 事務局の設置

学校との調整を円滑に進めるため、学校からの相談、調整等の窓口となる、事務局を常設すること。

(ア) 対応時間

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。

(イ) 対応方法

電話及びメールにて対応すること。なお、専用の電話番号、メールアドレス

を用意すること。繁忙期には回線数を増やすなど、学校との調整に支障が生じないよう柔軟に対応すること。

(ウ) その他

学校からの問合せに対しては丁寧に対応すること。また、本業務における取扱いや対応等について事業者で判断が付かない場合は、必ず東京都教育委員会に確認の上、学校と対応すること。

オ 広報資料・動画の作成

(ア) プログラム実施当日の学校での様子を基に、広報資料を作成すること。なお、本資料は東京都教育委員会のホームページ及び申込用ウェブサイトに掲載することを予定している。

a 令和6年6月以降、毎月3校程度分作成すること。なお、どの学校を対象とするかは、体験領域、体験内容、校種、地域性などのバランスを考慮の上選定し、東京都教育委員会と協議の上決定すること。

b 広報資料には、学校名、実施日、プログラム名、プログラムの概要、当日の様子、写真、参加者（学校・子供・保護者等）の声などを掲載すること。

c 作成に当たっては、学校やプログラム提供者等に対し写真を含む内容等について掲載の許可を得ること。また、必要に応じて児童・生徒の顔が分からないよう写真に加工処理を行うこと。

d 文量はA4サイズ1枚程度とすること。

e 作成した資料は、毎月、翌月10日までに電子データ（PDF形式）で納品すること。ただし、令和7年3月分については、令和7年3月31日までとする。また、資料作成の際に用いた写真データも併せて納品すること。

(イ) 学校向けに、本プロジェクトの意義や目的を分かりやすく伝えるための広報用の動画を制作すること。動画の時間は5分程度とし、申込用ウェブサイト上で直接、もしくは申込用ウェブサイトリンク先を示し、学校が閲覧できるようにすること。ウェブサイトを公開する6月中旬までに完成させることとし、内容については、東京都教育委員会と協議の上、決定すること。

カ 協議・打合せ及び記録

業務着手時、定期打合せ時及び成果品納品時のほか、東京都教育委員会から要請があった場合は、随時、検討内容や進行状況について、協議・打合せを行うとともに、資料や情報の提供を行うものとする。また、打合せ等の内容については、その都度事業者が書面に記録し、相互に確認しなければならない。

(ア) 定例会の実施

東京都教育委員会と事業者で定期的に打合せ（以下「定例会」という。）を実施すること。定例会は、東京都教育委員会が指定する場所で、週1回程度の頻度で実施すること。なお、WEB会議での実施も可能とする。定例会を行っ

た事項については、終了後3営業日以内を目途に議事録を提出すること。また、東京都教育委員会が同席しない場合における外部との打合せ事項についても東京都教育委員会の求めがあれば同様に議事録を提出すること。

(イ) 東京都教育委員会との連絡体制

事業者と東京都教育委員会の諸連絡は、電話及び電子メール等を用いる。また、緊急の場合は、夜間・休日でも速やかな対応ができるよう連絡手段を整えること。その他、事業者内部及び関係者間の情報共有を密に行うこと。

キ 進捗状況の共有

事業者は学校との調整状況（学校ごとの申込状況、実施に向けた進捗状況、執行済金額及び執行見込額など）について、東京都教育委員会とオンラインによりリアルタイムで共有できるような仕組みを構築すること。その際、そのデータを東京都教育委員会がCSVファイルで出力できるような仕組みを検討すること。併せて、各区市町村教育委員会が、管下の学校の調整状況をオンラインで把握できる仕組みの構築も検討すること。

ク 成果物及び提出期限

(ア) 成果物の納品部数及び提出期限は以下のとおりとする。原則としてA4サイズとし、全ての成果物について、電子データ(DVD-R等の記録媒体に収録)も併せて納品すること。

a 体制図及び業務計画書 5部

提出期限：協定締結後10日以内

b 実施後アンケート(電子データのみ)

提出期限：前月分の集計 翌月10日まで

四半期ごとの詳細分析 四半期終了翌月20日まで(ただし、第四四半期分は令和7年3月31日(月)まで)

c 広報資料(電子データのみ)

提出期限：前月分を翌月10日まで

d 実施報告書 5部

以下、2回に分けて納品すること。

(a) 中間報告 令和6年12月27日(金)

※対象期間：令和6年4月1日から同年11月30日実施分まで

(b) 最終報告 令和7年3月31日(月)

※対象期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日実施分まで

なお、記載事項は、各取組の報告(記録写真を含む。)及び実施状況、実施後アンケートの集計・分析、事業全体の評価・考察等とし、全体の構成について事前に東京都教育委員会と協議し、了解を得ること。

(イ) 電子データの提出は以下によること。

a 電子データは、東京都教育委員会のOA環境である Microsoft Office 2016 に対応して作成すること。また、電子データに保護をかけないこと。

グラフィックデータ、印刷物については版下の他、Adobe Illustrator 形式のデータも提出すること。

b ファイル名はその内容を示す分かりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。

(ウ) 成果物の納品後、内容に不備等があった場合は、速やかに事業者の負担で修正等を行うこと。

5 事業の進め方等

(1) 事業者を求める事項

事業者は、事業目的の達成に向け、本事業を適切に実施・運営するとともに、東京都教育委員会と連絡・調整を図りながら、責任を持って本事業に取り組むこと。

(2) 事業予定者の決定

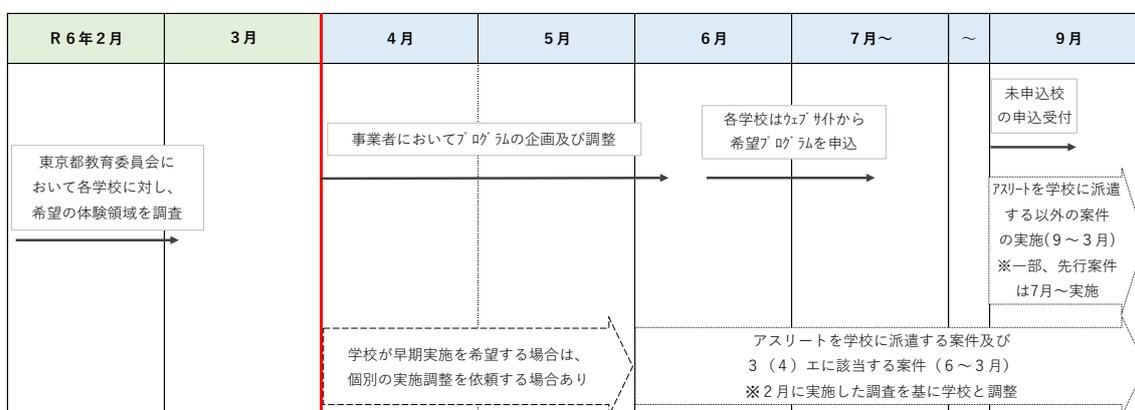
東京都教育委員会は、事業応募者から企画の提案及び見積書の提出を受け、これを審査し、事業者としての適格性を有し、かつ提案事業内容に問題のない者の中から、最優秀事業応募者を選定の上、事業予定者として決定する。

(3) 協定の締結等

東京都教育委員会及び事業者は、本事業の実施に当たって必要となる具体的な事項について、協定を締結する。

6 想定標準スケジュール

以下のとおりのスケジュールを予定しているが、変更等が生じる場合は、東京都教育委員会と事業者で協議の上、事業を進めることとする。



※上表によらず、確定したプログラムから段階的に掲載・申込

第3 事業予定者の募集及び選定等

1 募集スケジュール

事業予定者の募集及び選定は、次のスケジュールを予定している。

内 容	日 程
募集要項等の公表	令和6年1月29日（月）
応募希望表明書及び質問の受付	令和6年1月29日（月）から 令和6年2月6日（火）まで
募集要項に関する質問回答書の公表	令和6年2月7日（水）
提案書の受付（締切）	令和6年3月1日（金）まで
審査委員会の開催	令和6年3月上旬※
最優秀事業応募者の決定及び公表	令和6年3月上旬
協定の締結	令和6年3月中旬

※審査委員会の開催日時については、決まり次第、応募事業者に対し別途連絡する。

2 事業応募者の要件

「令和6年度笑顔と学びの体験活動プロジェクト審査基準」（別紙1、2及び3）（以下「審査基準」という。）に従い、（1）から（4）のとおり基本要件の審査を行う。以下、（2）、（3）、（4）の事業応募者の要件に適合しない場合は、原則として、失格とする。

（1）基本的要件

事業応募者は、事業期間中の安定した運営が可能な企画力、技術力、運営力及び経営能力等を有する者とする。

（2）事業応募者の構成等

ア 事業応募者は、次の役割を果たす体制を確保すること。

（ア）本事業の中心的立場で、本事業に関する企画・運営及び本事業の関係者の相互調整を統括する役割を担うとともに、東京都教育委員会との連絡調整及び必要手続を行い、事業の円滑な遂行に責任を持つこと。

（イ）（ア）を行う拠点を日本国内に常設すること。

- イ 事業者グループで応募する場合は、全ての参画者及びその役割を明らかにすること。なお、事業者グループにおいて、各参画者は連帯責任を負うものとする。
- ウ 事業応募者が単独の場合は、当該事業者がアに掲げる役割を全て果たすこと。
- エ 事業応募者が事業者グループの場合は、参画者の中からア（ア）の役割を果たす者（代表団体）を1者選定すること。
- オ 参画者は、他の事業応募者の参画者として重複参加することはできない。
- カ 参画者は、その責任において、履行補助者として協力会社（事業者から直接業務を受託し、若しくは請け負う者又は協賛金の拠出等により事業者を支援する者）を利用することができるが、原則として、応募時に参加を明らかにすること。また、協力会社として参加を明らかにした者を変更する場合は、東京都教育委員会から承認を得ること。なお、本事業の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ東京都教育委員会の承諾を得たときは、この限りではない。

この募集要項に定める事項については、事業者と同様に、委託先においても遵守するものとし、事業者は、委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

なお、事業者は、（4）の事業応募者の欠格事項アからクまでに定める事項のいずれかに抵触する者を協力会社とすることはできない。協力会社は、東京都教育委員会が事業者に求める要件等を事業者の指示に従って遵守することを誓約書として参画者に提出し、参画者はその写しを東京都教育委員会へ提出すること。

（3）事業応募者の本事業との関連実績

事業応募者（事業者グループの場合は少なくとも1者）は、日本国内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校のいずれかと契約した実績がある者とする。

（4）事業応募者の欠格事項

事業応募者は、次の欠格事項のいずれかに抵触する場合、応募することができない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成29年6月26日付29財経総第613号）に基づく指名停止期間中の者
- ウ 経営不振の状態（会社の整理を始めたとき、会社の特別清算を開始したとき、破産の申立てがされたとき、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、銀行取引停止処分が行われたとき、手形取引停止処分がなされたとき及び電子債権記録機関による取引停止処分がなされたとき。）の者

- エ 最近1年間の法人税、法人事業税、法人住民税及び消費税を滞納している者
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者又はそれらの者の統制下にある者が人事面で関与している者
- カ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（平成29年8月18日付29財経総第1121号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属している又は関与している者
- ク 本プロジェクトの審査委員及び関係職員に対して、選定されるように個別に接触した者

（5）要件確認の基準日

- ア 事業応募者の要件の基準日は、提案書等の受付時点とする。ただし、受付時点で基本要件を満たしていない場合又は受付時点以降基本要件を満たさなくなった場合において、審査結果の公表までの間に基本要件を満たすことが明らかなものとして東京都教育委員会が認めた場合は、基本要件を満たす見込みの日を基準日とする。
- イ 事業予定者が協定締結までの間に、（2）及び（4）の事業応募者の要件に適合しなくなった場合は、原則として、失格とする。
ただし、参画者（（2）エにより選定した者を含む。）が（2）及び（4）の事業応募者の要件に適合しなくなった場合において、東京都教育委員会が指定する期間内に東京都教育委員会の承認を受けることを前提に、当該抵触者を除外した残りの参画者が資格を満たす場合には、この限りではない。

3 提案審査

（1）審査内容

審査基準に従い、次のとおり基本要件の審査及び事業応募者提案等の審査を行う。

- ア 基本要件の審査では、事業応募者の構成、事業実績及び欠格事項の有無等を確認し、基本要件を満たしていない事業応募者を失格とする。
- イ 事業応募者提案等の審査では、事業応募者が東京都教育委員会に提出した提案書等及び事業応募者によるプレゼンテーションの審査を行う。

（2）主な審査項目（詳細は審査基準に記載）

- ア 基本要件の審査
- イ 事業応募者の提案等の審査（技術点）
 - （ア）事業内容全体の理解度

- (イ) 業務体制
- (ウ) 進捗管理
- (エ) 連携体制
- (オ) プログラムの質
- (カ) プログラムの多様性
- (キ) 実施体制
- (ク) 業務実績
- (ケ) その他項目
- (コ) 政策的評価項目

詳細については、別紙1、2及び3の「審査基準」を参照すること。

ウ 価格点

(3) 審査方法

事業応募者から提出された提案書等の審査では、「令和6年度笑顔と学びの体験活動プロジェクト技術審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において評価を行う。

審査委員会において、審査基準に従って審査を行い、かつ、提案事業内容に問題のない者の中から、最優秀事業応募者を選定する。

なお、事業応募者が多数となった場合、事業応募者提案等の審査において、提案書等書面のみによる1次審査を実施する場合がある。この場合、1次審査を合格した事業応募者のみを対象に提案書等及びプレゼンテーションに基づく2次審査を行い、最優秀事業応募者を選定する。

東京都教育委員会は、最優秀事業応募者を事業予定者として決定する。

4 審査結果の公表

審査結果について、最優秀事業応募者等を東京都教育委員会のホームページにて公表する。

5 その他

- (1) 応募に必要な費用は、事業応募者の負担とする。
- (2) 提出した提案書等の内容の変更は認めない。ただし、単なる記載の誤り等、実質的な内容の変更を伴わない軽微な修正については、この限りではない。
- (3) 提出した提案書等は返却しない。
- (4) 提案書等に虚偽の記載がある場合は、応募を無効にするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがある。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

- (6) 提案書等の著作権は、それぞれの事業応募者に帰属するが、東京都教育委員会が公表、展示を行う場合、その他必要と認めるときには、東京都教育委員会はこれを無償で使用できることとする。
- (7) 事業応募者の提案書等に含まれている特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、コンピュータ・プログラム等を使用した結果生じた責任及び費用は、事業応募者が負うことと等する。
- (8) 東京都教育委員会が公表・配布する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。

第4 事業実施に係るリスク・責任等の分担

1 事業全般

- (1) 事業者の提案内容に起因する損害については、事業者がその責任を負う。
- (2) 自然災害等の不可抗力により、事業者に損害又は増加費用等が生じた場合は、原則として事業者が責任及び費用を負うこととする。ただし、事業者が負担することが著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、事業者と東京都教育委員会で費用負担について協議する。
- (3) 法令や許認可の新設・変更により、事業者に損害又は増加費用等が生じた場合は、原則として事業者が責任及び費用を負う。
- (4) 税制度の新設又は変更により、事業者に追加負担が生じる場合は、事業者が責任を持って対応することとするが、費用負担については、東京都教育委員会と協議する。
- (5) 事業者の過失又は事業者に起因する事故等で、本事業が実施できなかった場合等については、事業者が責任及び費用を負うこととし、東京都教育委員会及び学校の過失又は東京都教育委員会及び学校に起因する事故等で、本事業が実施できなかった場合等については、東京都教育委員会が責任及び費用を負う。
- (6) (1) から (5) の事項につき、東京都教育委員会が費用負担することとなった場合、支払いの対象は、原則、領収書等で確認できる実費費用のみとする。

2 東京都教育委員会の経費の支払い

東京都教育委員会は、事業者に対して、東京都議会の議決及び別途定める規定に基づき、東京都一般会計歳入歳出予算の範囲内において、経費を支払う。

3 個人情報等の取扱い等

業務の履行にあたっては、別紙8「個人情報の取扱いに関する特記事項」、別紙9「電子情報処理業務に係る特記事項」に基づき、適切な措置を講じること。

4 事業終了時

東京都教育委員会との間で新たに作成されたものの所有権について、東京都教育委員会と協議する。協定期間中に保有した個人情報については、事業終了後速やかに破棄すること。

5 その他

東京都議会において、本事業に係る予算が可決されなかった場合においても、東京都教育委員会は事業者に対して、損害賠償等の責任を負わない。

第5 応募の手続

1 応募スケジュール

第3「事業予定者の募集及び選定等」の「1 募集スケジュール」参照

2 応募希望表明書の受付

応募を希望する事業者は、応募希望表明書（別紙4）に所要の事項を記入し、受付期間内に以下送付先まで、追跡確認が可能な方法により郵送すること。持参での提出は受け付けない。普通郵便等追跡できない方法で発送したことにより不着等の事故が発生しても、東京都教育委員会は一切責任を負わない。共同で参加希望を表明される場合は、代表の事業者が郵送すること。応募希望表明書は、事業応募のための要件とするが、応募を義務付けるものではない。また、応募希望表明書を提出した事業応募者名は公表しない。

(1) 提出期限 令和6年2月6日（火）まで（必着）

(2) 送付先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎14階
東京都教育庁指導部指導企画課体験活動担当宛

(3) 提出部数 1部

3 本要項等への質問・回答

(1) 本要項等に対し質問がある場合は、質問書（別紙5）に所要の事項を記入し、「2 応募希望表明書の受付」期間内に電子メールにより送付すること。送付の際は、必ず電話（03-5320-7500）により東京都教育委員会に受信確認を行うこと。受信確認を行わなかったことによるメール不達等の事故については、東京都教育委員会は一切責任を負わない。また、電話等指定の方法以外での質問は一切受け付けない。

ア メールアドレス tokyo2020-education@section.metro.tokyo.jp

イ 件名【事業者名】笑顔と学びの体験活動プロジェクト質問書の送付

ウ 質問書（別紙5）（Excelの様式）

(2) 本要項等への全ての質問に対する回答は、応募希望表明書の提出があった全事業者へ電子メールにより行うこととする。

なお、参加者からの質問がなかった場合には回答は行わないので注意すること。

(3) 技術提案書作成に当たっての参考となるよう、応募希望表明書を提出した事業者に対し、質問に対する回答と併せて、令和5年度の笑顔と学びの体験活動プロジェクトにおける以下の実施状況等について、情報提供する。その他、必要な情報があれば、質問事項に盛り込むこと。

- ア 校種別申込件数
- イ 実施場所の内訳（校内／校外）
- ウ 実施単位
- エ 1プログラム当たりの参加人数
- オ 体験領域ごとの申込件数
- カ 月別実施（予定）件数
- キ プログラム一覧及びプログラムごとの申込件数
- ク 実施後の学校アンケート結果
- ケ 令和5年度笑顔と学びの体験活動プロジェクトウェブサイトのURL及びログイン用のID、パスワード

4 提案書等の提出

- (1) 事業応募者は、提案書及び別添の様式等を以下の日時までに、追跡確認が可能な方法により送付すること。持参での提出は受け付けない。普通郵便等追跡できない方法で発送したことにより不着等の事故が発生しても、東京都教育委員会は一切責任を負わない。グループで参加を希望する場合は、代表の事業者が送付すること。

ア 受付期限 令和6年3月1日（金）まで（必着）

イ 送付先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎14階
東京都教育庁指導部指導企画課体験活動担当宛

(2) 提出書類

ア （様式任意）技術提案書 8部（うち6部は社名等を抹消）

イ （様式任意）技術提案書概要 8部（うち6部は社名等を抹消）

ウ （別紙6）見積書1部

(3) 技術提案応募の辞退

技術提案の応募を辞退する場合は「辞退届」（別紙7）を令和6年2月21日（水）までに送付すること。

(4) 留意事項

ア 様式は任意であり、作成サイズはA4版（タテ・ヨコどちらでも可）とする。

A3版の資料については、折りたたむか、文字がつぶれないように縮小すること。

イ 審査は匿名により実施するため、社名等抹消の技術提案書6部については、参加団体名及び参加団体を特定できる事項を記載しないこと。違反があった場合は、失格となる場合がある。

ウ 技術提案書の作成及び提出に必要な一切の経費は応募者の負担とする。

エ 技術提案書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て提示額に含めるものとする。

オ 提出された技術提案書は返却しない。